

但馬（円山川等）地域総合治水推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 但馬（円山川等）地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する但馬（円山川等）地域総合治水推進計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、但馬（円山川等）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

また、協議会は水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」として設置するものである。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 但馬（円山川等）地域総合治水推進計画案について協議すること。
- (2) 但馬（円山川等）地域における総合治水の推進に関すること。

（協議会の対象とする計画地域）

第3条 協議会は、別表第1に掲げる計画地域を対象とする。

（協議会委員）

第4条 協議会に、別表第2に掲げる委員を置く。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員(国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。)が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(ワーキング)

第9条 協議会に、ワーキングを設置する。ワーキングでは、協議会で協議すべき原案等について検討する。

2 ワーキングに、別表第3に掲げる者(以下「ワーキング構成員」という。)を置く。

3 ワーキング構成員は、再任されることができる。

4 ワーキング構成員は、委員を兼ねることができる。

5 ワーキングに座長を置く。

6 座長は、但馬県民局豊岡土木事務所所長補佐(企画調整担当)の職にあるワーキング構成員をもって充てる。

7 座長及びワーキングの会議については、第5条第3項及び第6条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

8 ワーキング構成員に対しては、第7条及び前条の規定を準用し、謝金及び旅費を支給する。

(事務局)

第10条 協議会及びワーキングの庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所をもって充てる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会及びワーキングの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月21日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条第1項関係）

計画地域は、以下の水系に属する河川の流域及び豊岡市、香美町及び新温泉町のうち、海域へ直接放流される地域とする。

計画地域に属する河川（水系）		うち水位周知河川 （水防法第13条第2項）
種別	水系名	
(一)	円山川	円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川
(二)	竹野川	竹野川
(二)	須井川	
(二)	安木川	
(二)	佐津川	佐津川
(二)	上計川	
(二)	香住谷川	
(二)	矢田川	矢田川、湯舟川
(二)	長谷川	
(二)	西川	
(二)	岸田川	岸田川、久斗川
(二)	大栃川	大栃川
(二)	結川	

別表第2（第4条第1項関係）
〈協議会〉

（順不同、敬称略）

属性	氏名	主な役職
学識経験者	道上 正規	鳥取大学名誉教授
国土交通省	増田 安弘	豊岡河川国道事務所長
	山口 俊一	神戸地方気象台長
兵庫県	秋吉 秀剛	但馬県民局長
市 町	中貝 宗治	豊岡市長
	広瀬 栄	養父市長
	多次 勝昭	朝来市長
	浜上 勇人	香美町長
	西村 銀三	新温泉町長
県 民	中嶋 洋二郎	豊岡市区長連合会 会長
	米田 渡	養父市区長会 会長
	田中 貢	朝来市連合区長会 会長
	坪多 敏夫	香美町連合自治会 会長
	中村 幸夫	新温泉町自治連合会 会長
	岩崎 夏雄	兵庫県防災士会豊岡ブロック 事務長
	井川 栄治	兵庫県土地改良事業団体連合会 豊岡支部 支部長

別表第3（第9条第2項関係）
〈ワーキング〉

（順不同、敬称略）

属 性	氏 名	主 な 役 職
国土交通省	寒川 雄作	豊岡河川国道事務所 副所長
兵 庫 県	内田 裕久	但馬県民局総務企画室 総務防災課 班長（企画防災担当）
	岡本 隆晴	但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 副所長
	椿野 健次	但馬県民局朝来農林振興事務所 副所長
	上田 健史	但馬県民局豊岡土地改良センター 所長補佐
	権田 宏治	但馬県民局朝来土地改良センター 農村整備課 課長
	樽本 善博	但馬県民局豊岡土木事務所 副所長
	中村 文彦	但馬県民局豊岡土木事務所 所長補佐（企画調整担当）
	田中 秀典	但馬県民局新温泉土木事務所 副所長
	平田 昌義	但馬県民局養父土木事務所 副所長
市 町	河本 行正	豊岡市都市整備部建設課 課長
	水嶋 弘三	コウノトリ共生部農林水産課 課長
	石津 隆	上下水道部下水道課 課長
	宮田 索	政策調整部防災課 課長
	西垣 節夫	養父市危機管理室 次長兼防災安全課長
	加藤 忠	まち整備部 次長兼建設課長
	立花 篤	まち整備部土地利用未来課 課長
	岡 和昭	産業環境部農林振興課 課長
	小島 剛	朝来市都市環境部 部長
	北垣 利晃	危機管理室 危機管理監

別表第2 の続き

市 町	天野 修二	産業振興部 部長
	石橋 禎之	教育委員会事務局 部長
	松井 昌美	香美町建設課 主幹
	田村 慶太	総務課 主幹
	岸本 明	上下水道課 課長
	山田 貴広	農林水産課 主幹
	井上 陽一	新温泉町上下水道課 課長補佐
	松岡 宏典	町民課 係長
	山本 輝之	建設課 課長補佐
	原 憲一	農林水産課 課長補佐
県 民	中嶋 洋二郎	豊岡市区長連合会 会長
	米田 渡	養父市区長会 会長
	田中 貢	朝来市連合区長会 会長
	坪多 敏夫	香美町連合自治会 会長
	中村 幸夫	新温泉町自治連合会 会長
	岩崎 夏雄	兵庫県防災士会豊岡ブロック 事務長
	井川 栄治	兵庫県土地改良事業団体連合会 豊岡支部 支部長